

“豚小屋条例”を発した中世ヨーロッパ都市の家畜飼養熱

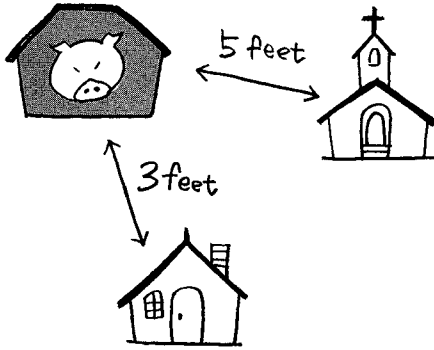
中世のヨーロッパでは、十二、三世紀ごろから各地に都市が誕生しはじめた。

といつてもこんにち見られるようなマンモス都市ではなく、人口もせいぜい二、三万止まり——といった中小都市がほとんどだった。

というのは、都市の多くが「市壁」で囲まれていたため、無制限に人口を受け入れることができず、そのため、職業なども厳しく制限されたギルド制（同業組合）が敷かれ、それも親代々の世襲が建前となっていた。

中世都市の最大の課題は、もちろん食料の確保で、当時はまだ穀類の生産性も低く、野菜もこんにちほど多くの種類はつくられていなかったため、都市生活者にとってパンと肉はその生命線をにぎるものであった。

このため、中世の都市では、ドイツのバーゼルやシュトラスブルクなど市民はたいいてい自分の家で豚や乳牛などを飼っていた。つごうのよいことに、都市の周りには森や丘がいくらかあったから、豚などは森に追い込んでドングリやカシの実などを食べさせればよく、乳牛や羊などの場合は市で雇った「牧人」がいて、それに頼むか市営の牧地に預けることができた。



といつても、前述のように中世の都市は規模が小さかったから、狭い町のなかで豚などを飼えば、当然、悪臭や喧噪に悩まされることになった。

そこで、ドイツのリューベックでは、市の条例で「豚小屋を作る場合、道路と教会から少なくとも五フィート、隣家からは三フィート離すこと」が義務づけられ、それでも各種のトラブルを解決できなかつたとみえて、一五八三年になると、ついに市内での飼育を全面的に禁止せざるを得なかつた。また、一二七七年のフランクフルト市での記録では、この年、市民の牛馬百三十七頭が盗まれるという事件があつたが、これを見て

も、当時いかに多くの家畜が飼われていたかがわかるのである。一方、肉と並ぶ主要な食料であつたパンについても、いかにも中世的なさまざまなエピソードが残されている。この時代は、それまでの手挽きの臼に代わつて、粉挽き用の水車が全盛をきわめた時代であつた。この水車による粉引きは、各領主の独占免許事業となつていたが、ドイツの前身であるプロセインでは、この粉挽きの免許を与えられた者は、きめられた納税のほかに、一定期間、領主の「やせた豚」を預かつて肥育することが義務づけられていた。つまり、巧妙に粉のピンハネが行われていたわけである。